

令和6年度ガバメントソリューションサービスに
おける府省 LAN 統合に際しての NW 機器及び業
務用 PC 等の調達と調達の単位等に係る市場調査

令和6年4月

デジタル庁
Digital Agency

目次

1	市場調査の概要	1
	(1) 件名	1
	(2) 目的	1
	(3) 対象ネットワーク環境	1
2	調達スケジュール（予定）	2
3	本調査による情報や提案の提出期間	3
4	本調査において収集する情報・提案の内容等	3
	(1) NW 機器およびネットワーク環境構築の調達時期のフェージビリティについて	3
	(2) 調達の単位について	3
5	本調査の留意点	4
6	資料の提出	4
	(1) 資料の提出方法	4
	(2) 提出期限	4
7	本調査に関する質問	4
	(1) 質問方法	5
	(2) 質問受付期間	5
8	照会先	5
9	資料の提出先	5

1 市場調査の概要

(1) 件名

令和6年度ガバメントソリューションサービスにおける府省 LAN 統合に際しての NW 機器及び業務用 PC 等の調達と調達の単位等に係る市場調査

(2) 目的

デジタル庁では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）に基づき、ガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）の整備・運用等を実施している。

同計画においては、現在、政府のネットワーク環境は、府省単位や部局単位に整備されており、府省間連携、利便性、費用対効果の観点での課題があることから、これらの課題解決及び行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、各府省のネットワーク環境についてその更改を契機に、GSSに統合することを原則とすることとしている。

以上を踏まえ、デジタル庁として、令和4年度には、人事院、農林水産省等のネットワーク環境を統合し、令和5年度には、内閣府（内閣官房・復興庁を含む）、宮内庁、消費者庁、カジノ管理委員会のネットワーク環境を統合している。現在は、令和6年度から令和7年度にかけて、内閣法制局、金融庁、総務省、環境省、法務省、国税庁のネットワーク環境の統合を進めている。さらに、令和7年度から令和8年度にかけて、気象庁、経済産業省、公正取引委員会、原子力規制庁、最高裁判所（下級裁判所含む）、財務局（以下「6省庁」という。）のネットワーク環境を統合するための検討を進めている。

「令和6年度ガバメントソリューションサービスにおける府省 LAN 統合に際しての NW 機器および業務用 PC 等の調達と調達の単位等に係る市場調査」（以下「本調査」という。）では、複数年度に渡り、複数のネットワーク環境を統合するにあたり、ネットワーク機器（以下「NW機器」という。）および6省庁のネットワーク環境構築における調達時期のフィージビリティや、ネットワーク環境および業務用 PC を調達する際の調達の方法や単位等を検討するため、広く市場一般からの情報や提案を収集し、今後の調達等の参考とするものである。

なお、ネットワーク環境構築については上記6省庁が対象となること、業務用 PC の調達については6省庁に加えて国税庁も対象となる。

(3) 対象ネットワーク環境

① 気象庁のネットワーク環境構築

主な拠点数：76 別添 1_拠点一覧参照

予定ユーザー数：約 5,700

主な NW 機器の種類と数：別添 2_主な NW 機器の種類と数参照

利用開始予定時期：令和 8 年 3 月

② 公正取引委員会のネットワーク環境構築

主な拠点数：9 別添 1_拠点一覧参照

予定ユーザー数：約 1,400

主な NW 機器の種類と数：別添 2_主な NW 機器の種類と数参照

利用開始予定時期：令和 7 年 10 月

③ 経済産業省のネットワーク環境構築

主な拠点数：24 別添 1_拠点一覧参照

予定ユーザー数：約 12,400

主な NW 機器の種類と数：別添 2_主な NW 機器の種類と数参照

利用開始予定時期：令和 8 年 7 月

④ 原子力規制庁のネットワーク環境構築

主な拠点数：64 別添 1_拠点一覧参照

予定ユーザー数：約 2,200

主な NW 機器の種類と数：別添 2_主な NW 機器の種類と数参照

利用開始予定時期：令和 7 年 1 0 月（一部令和 8 年 4 月）

⑤ 最高裁判所（下級裁判所含む）のネットワーク環境構築

主な拠点数：463 別添 1_拠点一覧参照

予定ユーザー数：約 25,800

主な NW 機器の種類と数：別添 2_主な NW 機器の種類と数参照

利用開始予定時期：令和 8 年 8 月～令和 9 年 2 月（順次利用開始）

⑥ 財務局のネットワーク環境構築

主な拠点数：66 別添 1_拠点一覧参照

予定ユーザー数：約 6,700

主な NW 機器の種類と数：別添 2_主な NW 機器の種類と数参照

利用開始予定時期：令和 9 年 2 月

2 調達スケジュール（予定）

6 省庁のネットワーク環境構築に係る調達においては、以下のスケジュールで調達を行う予定である。

令和 6 年

4 月 : 本調査

5 月 : 本調査結果をふまえた調達仕様書等の検討

- 6 月以降 : 調達に係る意見招請
- 年後半以降 : 調達に係る入札公告

令和 7 年

- 4 月以降 : 受注者決定 構築作業開始
- 年後半以降 : ネットワーク環境の GSS への切り替え・運用開始

3 本調査による情報や提案の提出期間

令和 6 年 4 月 26 日 ~ 令和 6 年 5 月 31 日

4 本調査において収集する情報・提案の内容等

上記 1 (2) の目的に鑑み、情報や提案を提出する際は、今後実施予定の 6 省庁のネットワーク環境構築に係る調達が、政府機関が利用するネットワーク環境に係る調達であり、その調達には透明性・公平性や効率性が十分に求められることに留意し、次の各項目に関する事項について資料を作成すること。

なお、資料に含める内容については、以下の (1) 及び (2) の全部または一部でも可とする。

(1) NW 機器およびネットワーク環境構築の調達時期のフィージビリティについて

令和 6 年度～令和 7 年度にかけて、既に複数省庁のネットワーク環境構築を並行で行っていることから、6 省庁の調達に向けては多数の機器を調達することになるため、これら機器の調達およびネットワーク環境構築の調達について、市場の現在および構築作業期間における見通しを踏まえたうえで、調達に要する期間がどのくらいになるか情報を求める。

なお、情報や提案の提出にあたっては、具体的かつ客観的なデータ・根拠等を示すとともに、構築作業期間における見通しに関する具体的かつ客観的なデータ・根拠等について可能な限り記載すること。

(2) 調達の単位について

6 省庁のネットワーク環境および業務用 PC 等の調達にあたっては、デジタル庁におけるこれまでの調達実績等を踏まえて以下のような単位で調達を行うことを想定している。

- i) 気象庁のネットワーク環境構築 (LAN・WAN の構築)
- ii) 公正取引委員会のネットワーク環境構築 (LAN・WAN の構築)
- iii) 経済産業省のネットワーク環境構築 (LAN・WAN の構築)
- iv) 原子力規制庁のネットワーク環境構築 (LAN・WAN の構築)
- v) 最高裁判所 (下級裁判所含む) のネットワーク環境構築 (LAN・WAN の構築)
- vi) 財務局のネットワーク環境構築 (LAN・WAN の構築)
- vii) 気象庁、公正取引委員会、経済産業省、原子力規制庁の業務用 PC とディスプレイの調達 (PC

約 21,700 台、ディスプレイ約 7,900 台)

viii) 最高裁判所（下級裁判所含む）、財務局の業務用 PC の調達（約 32,500 台）

ix) 国税庁の業務用 PC とディスプレイの調達（PC 約 75,000 台、ディスプレイ約 57,000 台）

x) モバイル閉域網（SIM・モバイル通信）の調達（約 54,200 台）

以上の調達単位について、調達の効率性及びフィージビリティ等の観点から、より適切な単位について提案がある場合は、当該提案に関する具体的な理由や適切性の根拠・客観的なデータなどについても可能な限り記載すること。

5 本調査の留意点

本調査においては、以下の点に留意し有効な調達方法の提案を行うこと。

- 本調査は、6 省庁のネットワーク環境構築に係る調達に関する有効な調達方法や採用する技術、費用等の参考とするため、広く情報や提案を得るための手段としたものであり、調達における契約行為と何ら関係しないこと。したがって、情報提供や提案の内容が、将来の調達を約束するものではないこと。
- 情報提供及び提案提出にあたり、事前に GSS に関する情報が必要である場合は、申し出によりデジタル庁から資料提供される場合がある。デジタル庁から資料提供を受けた場合は、本調査終了後に遅滞なくデジタル庁に返却すること。
- デジタル庁に情報提供及び提案提出をした者（以下「提出者」という。）に対し、提供及び提案の内容等についてデジタル庁から照会または追加の資料提供を依頼する場合があるので可能な限り対応すること。
- 情報提供及び提案提出に要する費用は、全て提出者が負担すること。
- 提出者から提供された情報や提案等について、デジタル庁から提出者に返却しない。
- 提出者から提供された情報、提案、資料等については、6 省庁のネットワーク環境構築等の検討に従事するデジタル庁職員に限り共有されるものとし、外部関係者への共有が必要な場合は、提出者の了承を取り付けるものとする。
- 提出者から提供された情報、提案、資料等については、今後実施する調達における仕様書に反映する可能性があること。

6 資料の提出

(1) 資料の提出方法

資料については、下記 9 に記載する提出先に、E-Mail にて提出すること。その際、提出者名および所属機関等の名称、担当者名、担当者連絡先を明記し提出すること。

(2) 提出期限

令和 6 年 5 月 31 日

7 本調査に関する質問

本調査に質問がある場合は、以下のとおりとする。

(1) 質問方法

別紙の質問票に記載し、下記8に記載する照会先に E-Mail にて問い合わせることとし、件名については「市場調査に関する質問」とすること。

(2) 質問受付期間

令和6年4月26日 ～ 令和6年5月24日 12時

8 照会先

デジタル庁 担当 梶山、松崎、桑村、別府、大浦、後藤
東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19階
Email: gssct24-352●digital.go.jp

※Emailを送付する際には、●を@に置き換えること。

9 資料の提出先

デジタル庁 担当 梶山、松崎、桑村、別府、大浦、後藤
Email: gssct24-352●digital.go.jp

※Emailを送付する際には、●を@に置き換えること。

No.	拠点名	住所	利用者数
1	気象庁	東京都港区虎ノ門3-6-9	大
2-1	システム運用室	東京都清瀬市中清戸3-235	中
2-2	気象衛星センター	東京都清瀬市中清戸3-235	中
2-3	東京管区気象台	東京都清瀬市中清戸3-235	中
3-1	高層気象台	茨城県つくば市長峰1-2	小
3-2	数値予報開発センター	茨城県つくば市長峰1-2	中
3-3	測器センター	茨城県つくば市長峰1-2	小
3-4	気象研究所	茨城県つくば市長峰1-2	中
4	地磁気観測所	茨城県石岡市柿岡595	中
5	気象大学校	千葉県柏市旭町7-4-81	中
6	父島気象観測所	東京都小笠原村父島字西町	小
7	航空交通気象センター	福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	小
8	札幌管区気象台	北海道札幌市中央区北2条西18-2	中
9	稚内地方気象台	北海道稚内市開運2-2-1	中
10	旭川地方気象台	北海道旭川市宮前1条3-3-15	中
11	網走地方気象台	北海道網走市台町2-1-6	中
12	釧路地方気象台	北海道釧路市幸町10-3	中
13	室蘭地方気象台	北海道室蘭市山手町2-6-8	中
14	函館地方気象台	北海道函館市美原3-4-4	中
15	帯広測候所	北海道帯広市東4条南9-2-1	小
16-1	新千歳航空測候所	北海道千歳市美々新千歳空港内	中
16-2	航空交通気象センタ（新千歳班）	北海道千歳市美々新千歳空港内	小
17	仙台管区気象台	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15	中
18	青森地方気象台	青森県青森市花園1-17-19	中
19	秋田地方気象台	秋田県秋田市山王7-1-4	中
20	盛岡地方気象台	岩手県盛岡市山王町7-60	中
21	山形地方気象台	山形県山形市緑町1-5-77	中
22	福島地方気象台	福島県福島市花園町5-46	中
23	新潟地方気象台	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	中
24	名古屋地方気象台	愛知県名古屋市千種区日和町2-18	中
25	水戸地方気象台	茨城県水戸市金町1-4-6	中
26	宇都宮地方気象台	栃木県宇都宮市明保野町1-4	中
27	前橋地方気象台	群馬県前橋市大手町2-3-1	中
28	熊谷地方気象台	埼玉県熊谷市桜町1-6-10	中
29	銚子地方気象台	千葉県銚子市川口町2-6431	中
30	横浜地方気象台	神奈川県横浜市中区山手町99	中
31	富山地方気象台	富山県富山市石坂2415	中
32	金沢地方気象台	石川県金沢市西念3-4-1	中
33	福井地方気象台	福井県福井市豊島2-5-2	中
34	甲府地方気象台	山梨県甲府市飯田4-7-29	中
35	長野地方気象台	長野県長野市旭町1108番地外	中

36	岐阜地方気象台	岐阜県岐阜市加納二之丸6	中
37	静岡地方気象台	静岡県静岡市駿河区曲金2-1-5	中
38	津地方気象台	三重県津市島崎町327-2	中
39-1	東京航空地方気象台	東京都大田区羽田空港3-3-1	中
39-2	航空交通気象センタ（首都圏班）	東京都大田区羽田空港3-3-1	小
40	成田航空地方気象台	千葉県成田市古込字込前133	中
41	中部航空地方気象台	愛知県常滑市セントレア1-1	中
42	大阪管区気象台	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	中
43	広島地方気象台	広島県広島市中区上八丁堀6-30	中
44	高松地方気象台	香川県高松市サンポート3-33	中
45	京都地方気象台	京都府京都市中京区西ノ京笠殿町38	中
46	奈良地方気象台	奈良県奈良市西紀寺町12-1	中
47	彦根地方気象台	滋賀県彦根市城町2-5-25	中
48	和歌山地方気象台	和歌山県和歌山市男野芝丁4	中
49	鳥取地方気象台	鳥取県鳥取市吉方109	中
50	松江地方気象台	島根県松江市西津田7-1-11	中
51	岡山地方気象台	岡山県岡山市北区桑田町1-36	中
52	松山地方気象台	愛媛県松山市北持田町102	中
53	徳島地方気象台	徳島県徳島市大和町2-3-36	中
54	高知地方気象台	高知県高知市本町4-3-41	中
55	神戸地方気象台	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3	中
56	関西航空地方気象台	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1	中
57	福岡管区気象台	福岡県福岡市中央区大濠1-2-36	中
58	鹿児島地方気象台	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	中
59	下関地方気象台	山口県下関市竹崎町4-6-1	中
60	大分地方気象台	大分県大分市長浜町3-1-38	中
61	佐賀地方気象台	佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20	中
62	熊本地方気象台	熊本県熊本市西区春日2-10-1	中
63	宮崎地方気象台	宮崎県宮崎市霧島5-1-4	中
64	長崎地方気象台	長崎県長崎市南山手町11-51	中
65	名瀬測候所	鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町2219-6外	小
66	福岡航空地方気象台	福岡県福岡市博多区雀居	中
67	沖縄気象台	那覇市おもろまち 2-1-1	中
68	宮古島地方気象台	沖縄県宮古島市平良字下里1020-7	小
69	石垣島地方気象台	沖縄県石垣市字登野城428	中
70	南大東島地方気象台	沖縄県島尻郡南大東村字在所306	小
71	那覇航空測候所	沖縄県那覇市安次嶺531-3	中
72	浅間山火山防災連絡事務所	長野県北佐久郡軽井沢町大字 長倉字北浦1706-8 軽井沢消防署内	小
73	伊豆大島火山防災連絡事務所	東京都大島町元町1丁目1-14 大島町役場内	小
74	三宅島火山防災連絡事務所	東京都三宅島三宅村阿古497 三宅村役場臨時庁舎内	小
75	阿蘇山火山防災連絡事務所	熊本県阿蘇市一の宮町宮地504-1	小

76	口永良部島火山防災連絡事務所	鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469-45	小
----	----------------	----------------------	---

※利用者数（拠点規模）の凡例

大（大規模）：500人～

中（中規模）：大小以外

小（小規模）：30人以下

No.	拠点名	住所	利用者数
1	公正取引委員会事務総局本局	東京都港区虎ノ門2丁目2-2	大
2	北海道事務所	北海道札幌市中央区大通西12丁目	小
3	東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	小
4	中部事務所	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5-1	中
5	近畿中国四国事務所	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	中
6	近畿中国四国事務所中国支所	広島県広島市中区上八丁堀6-30	中
7	近畿中国四国事務所四国支所	香川県高松市サンポート3-33	小
8	九州事務所	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	中
9	国会連絡室	東京都千代田区永田町1-7-1	小

※利用者数（拠点規模）の凡例

大（大規模）：500人～

中（中規模）：大小以外

小（小規模）：30人以下

No.	拠点名	住所	利用者数
1	経済産業省本省	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	大
2	特許庁	東京都千代田区霞ヶ関3-4-3	大
3	国会連絡室	東京都千代田区永田町1-7-1	小
4	経済産業研修所	東京都東村山市富士見町5-4-36	小
5	北海道経済産業局	北海道札幌市北区北8条西2-1-1	中
6	釧路産業保安監督署	北海道釧路市南浜町5-9	小
7	東北経済産業局	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	中
8	関東東北産業保安監督部東北支部	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	中
9	関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	大
10	横浜通商事務所	神奈川県横浜市中区新港1-6-1	小
11	中部経済産業局	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	中
12	電力・ガス事業北陸支局	富山県富山市牛島新町11-7	中
13	近畿経済産業局	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	中
14	神戸通商事務所	兵庫県神戸市中央区海岸通29	小
15	中国経済産業局	広島県広島市中区上八丁堀6-30	中
16	四国経済産業局	香川県高松市サンポート3-33	中
17	九州経済産業局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	中
18	内閣府沖縄総合事務局経済産業部	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	小
19	那覇産業保安監督事務所	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	小
20	青森原子力産業立地調整官事務所	青森県青森市長島1-3-5	小
21	青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附61-9	小
22	柏崎刈羽地域担当官事務所	新潟県柏崎市東本町1-15-5	小
23	福島双葉地域担当官事務所・廃炉汚染水対策現地事務所	福島県双葉郡富岡町中央2-101	小
24	若狭地域担当官事務所	福井県敦賀市松栄町7-28	小

※利用者数（拠点規模）の凡例

大（大規模）：500人～

中（中規模）：大小以外

小（小規模）：30人以下

No.	拠点名	住所	利用者数
1	泊原子力規制事務所	北海道岩内郡共和町南幌似141-1	小
2	泊原子力運転検査官室 (泊原子力施設検査官室)	北海道古宇郡泊村 大字堀株村	小
3	東通原子力規制事務所	青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5-35	小
4	東通原子力運転検査官室 (東通原子力施設検査官室)	青森県下北郡東通村	小
5	リサイクル燃料貯蔵株式会社内検査官室	青森県むつ市大字関根	小
6	六ヶ所原子力規制事務所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附1-67	小
7	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所内検査官事務所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附504-22	小
8	日本原燃株式会社再処理事業所内検査官事務所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字沖付4番地91	小
9	六ヶ所保障措置センター	青森県上北郡六ヶ所村尾駱	小
10	女川原子力規制事務所	宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60-46	小
11	女川原子力運転検査官室 (女川原子力施設検査官室)	宮城県牡鹿郡女川町塚浜	小
12	福島第一原子力規制事務所	福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-178	小
13	福島第一原子力発電所内原子力保安検査官室	福島県双葉郡大熊町大字夫沢	小
14	福島第一原子力発電所新事務所本館原子力保安検査室	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原	小
15	現地原子力災害対策本部 (福島自治会館)	福島県福島市中町	小
16	福島第二原子力規制事務所	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸1-77	小
17	福島第二原子力運転検査官室 (福島第二原子力施設検査官室)	福島県双葉郡檜葉町大字波倉	小
18	柏崎刈羽原子力規制事務所	新潟県柏崎市三和町5-48	小
19	柏崎刈羽原子力運転検査官室 (柏崎刈羽原子力施設検査官室)	新潟県柏崎市青山町	小
20	東海・大洗原子力規制事務所	茨城県那珂郡東海村舟石川駅東1-17-1	小
21	東海原子力運転検査官室 (東海原子力施設検査官室)	茨城県那珂郡東海村	小
22	日本原子力研究開発機構東海事業所内検査官室	茨城県那珂郡東海村	小
23	日本原子力研究開発機構原子力科学研究所内検査官室	茨城県那珂郡東海村白方白根	小
24	三菱原子燃料東海工場内検査官室	茨城県那珂郡東海村	小
25	茨城オフサイトセンター内東海・大洗原子力規制事務所	茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-12	小
26	日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター内検査官室	茨城県東茨城郡大洗町成田町	小
27	原子燃料工業東海事業所内検査官室	茨城県那珂郡東海村村松	小
28	川崎原子力規制事務所	神奈川県川崎市川崎区日の出1-1-6	小
29	横須賀原子力規制事務所	神奈川県横須賀市日の出町1-4-7	小
30	グローバル・ニュークリア・フュエル ・ジャパン内検査官室	神奈川県横須賀市内川	小
31	浜岡原子力規制事務所	静岡県牧之原市坂口3520-17	小

32	浜岡原子力運転検査官室 (浜岡原子力施設検査官室)	静岡県御前崎市佐倉	小
33	志賀原子力規制事務所	石川県羽咋郡志賀町西山台2-7	小
34	志賀原子力運転検査官室 (志賀原子力施設検査官室)	石川県羽咋郡志賀町赤住	小
35	敦賀原子力規制事務所	福井県敦賀市金山99-11-47	小
36	敦賀原子力運転検査官室 (敦賀原子力施設検査官室)	福井県敦賀市明神町	小
37	ふげん内検査官室	福井県敦賀市明神町	小
38	もんじゅ内保安検査官室 (もんじゅ内施設検査官室)	福井県敦賀市白木	小
39	美浜原子力規制事務所	福井県三方郡美浜町佐田64号毛の鼻1-6	小
40	美浜原子力運転検査官室 (美浜原子力施設検査官室)	福井県三方郡美浜町丹生	小
41	大飯原子力規制事務所	福井県大飯郡おおい町成和	小
42	大飯原子力運転検査官室 (大飯原子力施設検査官室)	福井県大飯郡おおい町大島	小
43	高浜原子力規制事務所	福井県大飯郡高浜町菌部35-14	小
44	高浜原子力運転検査官室 (高浜原子力施設検査官室)	福井県大飯郡高浜町田ノ浦	小
45	熊取原子力規制事務所	大阪府泉南郡熊取町朝代西2-1010-1	小
46	熊取原子力規制事務所東大阪分室	大阪府東大阪市新上小阪	小
47	原子燃料工業株式会社熊取事業所内検査官室	大阪府泉南郡熊取町朝代西	小
48	島根原子力事務所	島根県松江市内中原町52	小
49	島根原子力運転検査官室 (島根原子力施設検査官室)	島根県松江市鹿島町片句字輪谷	小
50	上齋原原子力規制事務所	岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1	小
51	日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター内検査官室	岡山県苫田郡鏡野町上齋原	小
52	伊方原子力規制事務所	愛媛県八幡浜市北浜1-3-37	小
53	伊方原子力運転検査官室 (伊方原子力施設検査官室)	愛媛県西宇和郡伊方町九町	小
54	玄海原子力規制事務所	佐賀県唐津市西浜町2-5	小
55	玄海原子力運転検査官室<1・2号機> (玄海原子力施設検査官室<1・2号機>)	佐賀県東松浦郡玄海町	小
56	玄海原子力運転検査官室<3・4号機> (玄海原子力施設検査官室<3・4号機>)	佐賀県東松浦郡玄海町	小
57	川内原子力規制事務所	鹿児島県薩摩川内市神田町1-3	小
58	川内原子力運転検査官室 (川内原子力施設検査官室)	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山	小
59	青森地域原子力規制総括調整官事務所	青森県青森市新町	小
60	横須賀原子力艦モニタリングセンター	神奈川県横須賀市東逸見町	小
61	佐世保原子力艦モニタリングセンター	長崎県佐世保市干尽町	小

62	佐世保原子力艦モニタリングセンター	長崎県佐世保市干尽町	小
63	沖縄原子力艦モニタリングセンター	沖縄県うるま市勝連平安名	小
64	原子力安全研修所	茨城県ひたちなか市新光町	小

※利用者数（拠点規模）の凡例

大（大規模）：500人～

中（中規模）：大小以外

小（小規模）：30人以下

No.	拠点名	住所	利用者数
1	最高裁判所	東京都千代田区隼町4-2	大
2	司法研修所	埼玉県和光市南2-3-8	中
3	裁判所職員総合研修所	埼玉県和光市南2-3-5	中
4	最高裁判所長官公邸	東京都新宿区若宮町39番地	小
5	国会控室	東京都千代田区永田町1-7-1	小
6	東京高等・地方裁判所	東京都千代田区霞が関1-1-4	大
7	東京高等裁判所（大手町合同庁舎3号館）	東京都千代田区大手町1-3-3	小
8	東京家庭裁判所本庁	東京都千代田区霞が関1-1-2	大
9	東京高等・地方裁判所中目黒分室	東京都目黒区中目黒2-4-1	中
10	東京地方裁判所（執行センター）	東京都目黒区目黒本町2-26-14	中
11	東京簡易裁判所（墨田分室）	東京都墨田区錦糸4-16-7	中
12	立川支部	東京都立川市緑町10-4	中
13	八丈島簡易裁判所	東京都八丈島八丈町大賀郷1485-1	小
14	伊豆大島簡易裁判所	東京都大島町元町字家の上445-10	小
15	新島簡易裁判所	東京都新島村本村3-2-2	小
16	八王子簡易裁判所	東京都八王子市明神町4-21-1	小
17	武蔵野簡易裁判所	東京都武蔵野市中町2-4-12	小
18	青梅簡易裁判所	東京都青梅市師岡町1-1300-1	小
19	町田簡易裁判所	東京都町田市森野2-28-11	小
20	横浜地方裁判所	神奈川県横浜市中区日本大通9	中
21	横浜家庭裁判所	神奈川県横浜市中区寿町1-2	中
22	川崎支部	神奈川県川崎市川崎区富士見1-1-3	中
23	相模原支部	神奈川県相模原市中央区富士見6-10-1	中
24	横浜地裁横須賀支部	神奈川県横須賀市新港町1-9	中
25	小田原支部	神奈川県小田原市本町1-7-9	中
26	神奈川簡易裁判所	神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1-11-1	小
27	保土ヶ谷簡易裁判所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町239	小
28	鎌倉簡易裁判所	神奈川県鎌倉市由比ガ浜2-23-22	小
29	藤沢簡易裁判所	神奈川県藤沢市朝日町1-8	小
30	平塚簡易裁判所	神奈川県平塚市見附町43-9	小
31	厚木簡易裁判所	神奈川県厚木市寿町3-5-3	小
32	さいたま地方・家庭裁判所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-45	中
33	越谷支部	埼玉県越谷市東越谷9-2-8	中
34	川越支部	埼玉県川越市宮下町2-1-3	中
35	熊谷支部	埼玉県熊谷市宮町1-68	中
36	秩父支部	埼玉県秩父市上町2-9-12	小
37	川口簡易裁判所	埼玉県川口市中青木2-22-5	小
38	大宮簡易裁判所	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町3-140	小
39	久喜簡易裁判所	埼玉県久喜市久喜東1-15-3	小
40	飯能簡易裁判所	埼玉県飯能市大字双柳371	小
41	所沢簡易裁判所	埼玉県所沢市並木6-1-4	小

42	本庄簡易裁判所	埼玉県本庄市北堀1394-3	小
43	千葉地方・家庭裁判所	千葉県千葉市中央区中央4-11-27	中
44	佐倉支部	千葉県佐倉市弥勒町92	中
45	一宮支部	千葉県長生郡一宮町一宮2791	小
46	松戸支部	千葉県松戸市岩瀬無番地	中
47	木更津支部	千葉県木更津市新田2-5-1	中
48	館山支部	千葉県館山市北条1073	小
49	八日市場支部	千葉県匝瑳市八日市場イ2760	中
50	佐原支部	千葉県香取市佐原イ3375	小
51	市川簡易裁判所	千葉県市川市鬼高2-20-20	中
52	銚子簡易裁判所	千葉県銚子市清川町4-9-4	小
53	東金簡易裁判所	千葉県東金市田間2354-2	小
54	水戸地方・家庭裁判所	茨城県水戸市大町1-1-38	中
55	日立支部	茨城県日立市幸町2-10-12	小
56	土浦支部	茨城県土浦市中央1-13-12	中
57	龍ヶ崎支部	茨城県龍ヶ崎市4918	小
58	麻生支部	茨城県行方市麻生143	小
59	下妻支部	茨城県下妻市下妻乙99	中
60	笠間簡易裁判所	茨城県笠間市笠間1753	小
61	常陸太田簡易裁判所	茨城県常陸太田市木崎二町2019	小
62	石岡簡易裁判所	茨城県石岡市府中1-6-3	小
63	取手簡易裁判所	茨城県取手市取手3-2-20	小
64	下館簡易裁判所	茨城県筑西市乙237-6	小
65	古河簡易裁判所	茨城県古河市東3-4-20	小
66	宇都宮地方・家庭裁判所	栃木県宇都宮市小幡1-1-38	中
67	真岡支部	栃木県真岡市荒町5117-2	小
68	大田原支部	栃木県大田原市中央2-3-25	小
69	栃木支部	栃木県栃木市旭町16-31	中
70	足利支部	栃木県足利市丸山町621	中
71	小山簡易裁判所	栃木県小山市八幡町1-2-11	小
72	前橋地方・家庭裁判所	群馬県前橋市大手町3-1-34	中
73	高崎支部	群馬県高崎市高松町26-2	中
74	太田支部	群馬県太田市浜町17-5	中
75	桐生支部	群馬県桐生市相生町2-371-5	小
76	沼田支部	群馬県沼田市材木町甲150	小
77	伊勢崎簡易裁判所	群馬県伊勢崎市今泉町1-1216-1	小
78	中之条簡易裁判所	群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町719-2	小
79	藤岡簡易裁判所	群馬県藤岡市藤岡812-4	小
80	群馬富岡簡易裁判所	群馬県富岡市富岡1383-1	小
81	館林簡易裁判所	群馬県館林市仲町2-36	小
82	静岡地方裁判所	静岡県静岡市葵区追手町10-80	中
83	静岡家庭裁判所	静岡県静岡市葵区城内町1-20	中
84	沼津支部	静岡県沼津市御幸町21-1	中

85	下田支部	静岡県下田市4-7-34	小
86	富士支部	静岡県富士市中央町2-7-1	中
87	掛川支部	静岡県掛川市亀の甲2-16-1	小
88	浜松支部	静岡県浜松市中区中央1-12-5	中
89	清水簡易裁判所	静岡県静岡市清水区天神1-6-15	小
90	熱海簡易裁判所	静岡県熱海市春日町3-14	小
91	三島簡易裁判所	静岡県三島市文教町1-3-1	小
92	島田簡易裁判所	静岡県島田市中溝4-11-10	小
93	甲府地方・家庭裁判所	山梨県甲府市中央1-10-7	中
94	都留支部	山梨県都留市中央2-1-1	小
95	鯨沢簡易裁判所	山梨県南巨摩郡富士川町鯨沢7302	小
96	富士吉田簡易裁判所	山梨県富士吉田市旭1-1-1	小
97	長野地方・家庭裁判所	長野県長野市旭町1108	中
98	上田支部	長野県上田市中央西2-3-3	中
99	佐久支部	長野県佐久市岩村田1161	小
100	松本支部	長野県松本市丸の内10-35	中
101	諏訪支部	長野県諏訪市諏訪1-24-22	小
102	飯田支部	長野県飯田市江戸町1-21	小
103	伊那支部	長野県伊那市西町4841	小
104	飯山簡易裁判所	長野県飯山市大字飯山1123	小
105	木曾福島簡易裁判所	長野県木曾郡木曾町福島6205-13	小
106	大町簡易裁判所	長野県大町市大町4222-1	小
107	岡谷簡易裁判所	長野県岡谷市本町1-9-12	小
108	新潟地方裁判所	新潟県新潟市中央区学校町通1-1	中
109	新潟家庭裁判所	新潟県新潟市中央区川岸町1-54-1	中
110	三条支部	新潟県三条市東三条2-2-2	小
111	新発田支部	新潟県新発田市中央町4-3-27	小
112	長岡支部	新潟県長岡市三和3-9-28	中
113	高田支部	新潟県上越市大手町1-26	小
114	佐渡支部	新潟県佐渡市中原356-2	小
115	新津簡易裁判所	新潟県新潟市秋葉区新津4532-5	小
116	村上簡易裁判所	新潟県村上市三之町8-16	小
117	十日町簡易裁判所	新潟県十日町市稻荷町三丁目南3-1	小
118	柏崎簡易裁判所	新潟県柏崎市諏訪町10-37	小
119	南魚沼簡易裁判所	新潟県南魚沼市六日町1884-子	小
120	糸魚川簡易裁判所	新潟県糸魚川市寺町2-8-23	小
121	大阪高等・地方裁判所	大阪府大阪市淀川区三国本町1-13-27	大
122	大阪地方裁判所執行部	大阪府大阪市中央区大手前4-1-13	中
123	大阪家庭裁判所	大阪府堺市堺区南瓦町2-28	中
124	堺支部	大阪府岸和田市加守町4-27-2	中
125	岸和田支部	大阪府池田市満寿美町8-7	中
126	大阪池田簡易裁判所	大阪府豊中市中桜塚3-11-2	小
127	豊中簡易裁判所	大阪府吹田市寿町1-5-5	小

128	吹田簡易裁判所	大阪府茨木市駅前4-4-18	小
129	茨木簡易裁判所	大阪府東大阪市高井田元町2-8-12	小
130	東大阪簡易裁判所	大阪府枚方市大垣内町2-9-37	小
131	枚方簡易裁判所	大阪府富田林市谷川町2-22	小
132	富田林簡易裁判所	大阪府羽曳野市誉田3-15-11	小
133	羽曳野簡易裁判所	大阪府泉佐野市上町1-4-5	小
134	佐野簡易裁判所	大阪府京都市中京区菊屋町	小
135	京都地方裁判所	京都府京都市中京区菊屋町	中
136	京都家庭裁判所	京都府京都市左京区下鴨宮河町1	中
137	園部支部	京都府南丹市園部町小桜町30	小
138	宮津支部	京都府宮津市宇島崎2043-1	小
139	舞鶴支部	京都府舞鶴市宇南田辺小字南裏町149	小
140	福知山支部	京都府福知山市宇内記9	小
141	伏見簡易裁判所	京都府京都市伏見区桃山町泰長老	小
142	右京簡易裁判所	京都府京都市右京区太秦蜂岡町29	小
143	向日町簡易裁判所	京都府向日市鶏冠井町西金村5-2	小
144	木津簡易裁判所	京都府木津川市木津南垣外110	小
145	宇治簡易裁判所	京都府宇治市宇治琵琶33-3	小
146	亀岡簡易裁判所	京都府亀岡市安町野々神31-10	小
147	京丹後簡易裁判所	京都府京丹後市峰山町杉谷288-2	小
148	神戸地方裁判所	兵庫県神戸市中央区橋通2-2-1	中
149	神戸家庭裁判所	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3-46-1	中
150	尼崎支部	兵庫県尼崎市水堂町3-2-34	中
151	伊丹支部	兵庫県伊丹市千僧1-47-1	中
152	明石支部	兵庫県明石市天文町2-2-18	中
153	柏原支部	兵庫県丹波市柏原町柏原439	小
154	姫路支部	兵庫県姫路市北条1-250	中
155	社支部	兵庫県加東市社490-2	小
156	龍野支部	兵庫県たつの市龍野町上霞城131	小
157	豊岡支部	兵庫県豊岡市京町12-81	小
158	洲本支部	兵庫県洲本市山手1-1-18	小
159	西宮簡易裁判所	兵庫県西宮市六湛寺町8-9	小
160	篠山簡易裁判所	兵庫県丹波篠山市黒岡92	小
161	加古川簡易裁判所	兵庫県加古川市加古川町粟津759	小
162	浜坂簡易裁判所	兵庫県美方郡新温泉町芦屋6-1	小
163	奈良地方・家庭裁判所	奈良県奈良市登大路町35	中
164	葛城支部	奈良県大和高田市大字大中101-4	中
165	五條支部	奈良県五條市新町3-3-1	小
166	宇陀簡易裁判所	奈良県宇陀市大宇陀下茶2126	小
167	吉野簡易裁判所	奈良県吉野郡大淀町大字下淵350-1	小
168	大津地方・家庭裁判所	滋賀県大津市京町3-1-2	中
169	彦根支部	滋賀県彦根市駅東町1-13	中
170	長浜支部	滋賀県長浜市南呉服町6-22	小

171	高島簡易裁判所	滋賀県高島市今津町住吉1-3-8	小
172	甲賀簡易裁判所	滋賀県甲賀市水口町水口5675-1	小
173	東近江簡易裁判所	滋賀県東近江市八日市緑町8-16	小
174	和歌山地方・家庭裁判所	和歌山県和歌山市二番丁1	中
175	田辺支部	和歌山県田辺市新屋敷町5	小
176	御坊支部	和歌山県御坊市湯川町財部515-2	小
177	新宮支部	和歌山県新宮市千穂3-7-13	小
178	湯浅簡易裁判所	和歌山県有田郡湯浅町湯浅1794-31	小
179	妙寺簡易裁判所	和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺111	小
180	橋本簡易裁判所	和歌山県橋本市東家5-2-4	小
181	串本簡易裁判所	和歌山県東牟婁郡串本町串本1531-1	小
182	名古屋高等・地方裁判所	愛知県名古屋市中区三の丸1-4-1	大
183	名古屋地裁執行センター	愛知県名古屋市中区三の丸1-7-4	中
184	名古屋家庭裁判所	愛知県名古屋市中区三の丸1-7-1	中
185	一宮支部	愛知県一宮市公園通4-17	中
186	半田支部	愛知県半田市宮路町200-2	中
187	岡崎支部	愛知県岡崎市明大寺町奈良井3	中
188	豊橋支部	愛知県豊橋市大国町110	中
189	春日井簡易裁判所	愛知県春日井市八幡町1-1	小
190	瀬戸簡易裁判所	愛知県瀬戸市陶原町5-73	小
191	津島簡易裁判所	愛知県津島市西柳原町3-11	小
192	犬山簡易裁判所	愛知県犬山市松本町2-12	小
193	安城簡易裁判所	愛知県安城市横山町毛賀知24-2	小
194	豊田簡易裁判所	愛知県豊田市十塚町1-25-1	小
195	新城簡易裁判所	愛知県新城市北畑40-2	小
196	津地方・家庭裁判所	三重県津市中央3-1	中
197	松阪支部	三重県松阪市中央町36-1	小
198	伊賀支部	三重県伊賀市上野丸之内130-1	小
199	四日市支部	三重県四日市市三栄町1-22	中
200	伊勢支部	三重県伊勢市岡本1-2-6	小
201	熊野支部	三重県熊野市井戸町784	小
202	鈴鹿簡易裁判所	三重県鈴鹿市神戸3-25-3	小
203	桑名簡易裁判所	三重県桑名市吉之丸12	小
204	尾鷲簡易裁判所	三重県尾鷲市中央町6-23	小
205	岐阜地方裁判所	岐阜県岐阜市美江寺町2-4-1	中
206	大垣支部	岐阜県大垣市丸の内1-22	小
207	御嵩支部	岐阜県可児郡御嵩町御嵩1177	小
208	多治見支部	岐阜県多治見市小田町1-22-1	小
209	高山支部	岐阜県高山市花岡町2-63-3	小
210	郡上簡易裁判所	岐阜県郡上市八幡町殿町63-2	小
211	中津川簡易裁判所	岐阜県中津川市かやの木町4-2	小
212	福井地方・家庭裁判所	福井県福井市春山1-1-1	中
213	武生支部	福井県越前市日野美2-6	小

214	敦賀支部	福井県敦賀市松栄町6-10	小
215	大野簡易裁判所	福井県大野市弥生町1-11	小
216	小浜簡易裁判所	福井県小浜市城内1-1-2	小
217	金沢地方裁判所	石川県金沢市丸の内7-1	中
218	小松支部	石川県小松市小馬出町11	小
219	七尾支部	石川県七尾市馬出町八部1-2	小
220	輪島支部	石川県輪島市河井町15部49-2	小
221	珠洲簡易裁判所	石川県珠洲市上戸町北方い46-3	小
222	富山地方・家庭裁判所	富山県富山市西田地方町2-9-1	中
223	魚津支部	富山県魚津市本町1-10-60	小
224	高岡支部	富山県高岡市中川本町10-6	中
225	砺波簡易裁判所	富山県砺波市広上町8-24	小
226	広島高等・地方裁判所	広島県広島市中区上八丁堀2-43	中
227	広島家庭裁判所	広島県広島市中区上八丁堀1-6	中
228	呉支部	広島県呉市西中央4-1-46	中
229	尾道支部	広島県尾道市新浜1-12-4	小
230	福山支部	広島県福山市三吉町1-7-1	中
231	三次支部	広島県三次市三次町1725-1	小
232	東広島簡易裁判所	広島県東広島市西条朝日町5-23	小
233	可部簡易裁判所	広島県広島市安佐北区可部4-12-24	小
234	大竹簡易裁判所	広島県大竹市白石1-7-6	小
235	竹原簡易裁判所	広島県竹原市竹原町3553	小
236	府中簡易裁判所	広島県府中市鷺飼町542-13	小
237	庄原簡易裁判所	広島県庄原市西本町1-19-8	小
238	山口地方・家庭裁判所	山口県山口市駅通り1-6-1	中
239	周南支部	山口県周南市岐山通2-5	中
240	萩支部	山口県萩市大字江向469	小
241	岩国支部	山口県岩国市錦見1-16-45	中
242	下関支部	山口県下関市上田中町8-2-2	中
243	宇部支部	山口県宇部市琴芝町2-2-35	小
244	防府簡易裁判所	山口県防府市寿町6-40	小
245	長門簡易裁判所	山口県長門市東深川1342-2	小
246	柳井簡易裁判所	山口県柳井市山根10-20	小
247	船木簡易裁判所	山口県宇部市大字船木183	小
248	岡山地方・家庭裁判所	岡山県岡山市北区南方1-8-42	中
249	倉敷支部	岡山県倉敷市幸町3-33	中
250	新見支部	岡山県新見市新見1222	小
251	津山支部	岡山県津山市椿高下52	中
252	玉野簡易裁判所	岡山県玉野市宇野2-2-1	小
253	児島簡易裁判所	岡山県倉敷市児島小川1-4-14	小
254	玉島簡易裁判所	岡山県倉敷市玉島1-2-43	小
255	笠岡簡易裁判所	岡山県笠岡市笠岡1732	小
256	高梁簡易裁判所	岡山県高梁市片原町1	小

257	勝山簡易裁判所	岡山県真庭市勝山628	小
258	鳥取地方・家庭裁判所	鳥取県鳥取市東町2-223	中
259	倉吉支部	鳥取県倉吉市仲ノ町734	小
260	米子支部	鳥取県米子市西町62	中
261	松江地方・家庭裁判所	島根県松江市母衣町68	中
262	出雲支部	島根県出雲市今市町797-2	小
263	浜田簡易裁判所	島根県浜田市殿町980	小
264	益田支部	島根県益田市幸町6-60	小
265	西郷支部	島根県隠岐郡隠岐の島町港町指向5-1	小
266	雲南簡易裁判所	島根県雲南市木次町木次980	小
267	川本簡易裁判所	島根県邑智郡川本町大字川本340	小
268	福岡高等・地方裁判所	福岡県福岡市中央区六本松4-2-4	大
269	飯塚支部	福岡県飯塚市新立岩10-29	中
270	直方支部	福岡県直方市丸山町1-4	小
271	田川支部	福岡県田川市千代町1-5	小
272	小倉支部	福岡県北九州市小倉北区金田1-4-1	中
273	行橋支部	福岡県行橋市行事1-8-23	小
274	久留米支部	福岡県久留米市篠山町21	中
275	柳川支部	福岡県柳川市本町4	小
276	大牟田支部	福岡県大牟田市白金町101	小
277	八女支部	福岡県八女市本町537-4	小
278	宗像簡易裁判所	福岡県宗像市田熊2-3-34	小
279	甘木簡易裁判所	福岡県朝倉市菩提寺571	小
280	折尾簡易裁判所	福岡県北九州市八幡西区折尾4-29-6	小
281	うきは簡易裁判所	福岡県うきは市吉井町343-6	小
282	佐賀地方・家庭裁判所	佐賀県佐賀市中の小路3-22	中
283	武雄支部	佐賀県武雄市武雄町大字武雄5660	小
284	唐津支部	佐賀県唐津市大名小路1-1	小
285	鳥栖簡易裁判所	佐賀県鳥栖市秋葉町3-28-1	小
286	鹿島簡易裁判所	佐賀県鹿島市大字高津原3575	小
287	伊万里簡易裁判所	佐賀県伊万里市立花町4107	小
288	長崎地方裁判所	長崎県長崎市万才町9-26	中
289	長崎家庭裁判所	長崎県長崎市万才町6-25	中
290	大村支部	長崎県大村市東本町287	小
291	島原支部	長崎県島原市城内1-1195-1	小
292	佐世保支部	長崎県佐世保市光月町9-4	中
293	平戸支部	長崎県平戸市戸石川町460	小
294	壱岐支部	長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触624-1	小
295	五島支部	長崎県五島市栄町1-7	小
296	厳原支部	長崎県対馬市厳原町中村642-1	小
297	諫早簡易裁判所	長崎県諫早市永昌東町24-12	小
298	新上五島簡易裁判所	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2276-5	小
299	上県簡易裁判所	長崎県対馬市上県町佐須奈甲639-22	小

300	大分地方・家庭裁判所	大分県大分市荷揚町7-15	中
301	杵築支部	大分県杵築市大字杵築1180	小
302	中津支部	大分県中津市二ノ丁1260	小
303	日田支部	大分県日田市淡窓1-1-53	小
304	竹田支部	大分県竹田市大字竹田2065-1	小
305	佐伯支部	大分県佐伯市野岡町2-13-2	小
306	別府簡易裁判所	大分県別府市上田の湯町4-8	小
307	豊後高田簡易裁判所	大分県豊後高田市玉津894	小
308	臼杵簡易裁判所	大分県臼杵市大字臼杵101-2	小
309	熊本地方裁判所	熊本県熊本市中央区京町1-13-11	中
310	熊本家庭裁判所	熊本県熊本市中央区千葉城町3-31	中
311	玉名支部	熊本県玉名市繁根木54-8	小
312	山鹿支部	熊本県山鹿市山鹿280	小
313	阿蘇支部	熊本県阿蘇市一の宮町宮地2476-1	小
314	八代支部	熊本県八代市西松江城町1-41	小
315	人吉支部	熊本県人吉市寺町1	小
316	天草支部	熊本県天草市諏訪町16-24	小
317	宇城簡易裁判所	熊本県宇城市三角町波多438-18	小
318	荒尾簡易裁判所	熊本県荒尾市荒尾1588	小
319	高森簡易裁判所	熊本県阿蘇郡高森町高森1385-6	小
320	御船簡易裁判所	熊本県上益城郡御船町辺田見1250-1	小
321	水俣簡易裁判所	熊本県水俣市天神町1-1-1	小
322	牛深簡易裁判所	熊本県天草市牛深町2061-17	小
323	鹿児島地方・家庭裁判所	鹿児島県鹿児島市山下町13-47	中
324	名瀬支部	鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町1-1	小
325	加治木支部	鹿児島県始良市加治木町仮屋町95	小
326	知覧支部	鹿児島県南九州市知覧町郡6196-1	小
327	川内支部	鹿児島県薩摩川内市花木町2-20	小
328	鹿屋支部	鹿児島県鹿屋市打馬1-2-14	小
329	伊集院簡易裁判所	鹿児島県日置市伊集院町下谷口1543	小
330	種子島 簡易裁判所	鹿児島県西之表市西之表16275-12	小
331	屋久島簡易裁判所	鹿児島県熊本郡屋久島町宮之浦2445-18	小
332	徳之島簡易裁判所	鹿児島県大島郡徳之島町亀津554-2	小
333	大口簡易裁判所	鹿児島県伊佐市大口里2235	小
334	加世田簡易裁判所	鹿児島県南さつま市加世田地頭所町1-3	小
335	指宿簡易裁判所	鹿児島県指宿市十町244	小
336	出水簡易裁判所	鹿児島県出水市緑町25-6	小
337	甑島簡易裁判所	鹿児島県薩摩川内市上甑町中甑480-1	小
338	大隅簡易裁判所	鹿児島県曾於市大隅町岩川6659-9	小
339	宮崎地方・家庭裁判所	宮崎県宮崎市旭2-3-13	中
340	日南支部	宮崎県日南市飫肥3-6-1	小
341	都城支部	宮崎県都城市八幡町2-3	中
342	延岡支部	宮崎県延岡市東本小路121	中

343	西都簡易裁判所	宮崎県西都市大字右松2519-1	小
344	小林簡易裁判所	宮崎県小林市真方112	小
345	日向簡易裁判所	宮崎県日向市南町8-7	小
346	高千穂簡易裁判所	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井118	小
347	那覇地方裁判所	沖縄県那覇市樋川1-14-1	中
348	那覇家庭裁判所	沖縄県那覇市樋川1-14-10	中
349	沖縄支部	沖縄県沖縄市知花6-7-7	中
350	名護支部	沖縄県名護市字宮里451-3	小
351	平良支部	沖縄県宮古島市平良字西里345	小
352	石垣支部	沖縄県石垣市字登野城55	小
353	仙台高等・地方・家庭裁判所	宮城県仙台市青葉区片平1-6-1	中
354	大河原支部	宮城県柴田郡大河原町字中川原9	小
355	古川支部	宮城県大崎市古川駅南2-9-46	中
356	登米支部	宮城県登米市登米町寺池桜小路105-3	小
357	石巻支部	宮城県石巻市泉町4-4-28	小
358	気仙沼支部	宮城県気仙沼市河原田1-2-30	小
359	築館簡易裁判所	宮城県栗原市築館薬師3-4-14	小
360	福島地方・家庭裁判所	福島県福島市花園町5-38	中
361	郡山支部	福島県郡山市麓山1-2-26	中
362	白河支部	福島県白河市郭内146	小
363	会津若松支部	福島県会津若松市追手町6-6	中
364	いわき支部	福島県いわき市平字八幡小路41	中
365	相馬支部	福島県相馬市中村字大手先48-1	小
366	棚倉簡易裁判所	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字南町78-1	小
367	田島簡易裁判所	福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3483-3	小
368	福島富岡簡易裁判所	福島県双葉郡富岡町大字小浜字大膳町113	小
369	山形地方・家庭裁判所	山形県山形市旅籠町2-4-22	中
370	新庄支部	山形県新庄市住吉町4-27	小
371	米沢支部	山形県米沢市中央4-9-15	小
372	鶴岡支部	山形県鶴岡市馬場町5-23	小
373	酒田支部	山形県酒田市日吉町1-5-27	小
374	赤湯簡易裁判所	山形県南陽市赤湯316	小
375	長井簡易裁判所	山形県長井市四ツ谷1-7-20	小
376	盛岡地方・家庭裁判所	岩手県盛岡市内丸9-1	中
377	花巻支部	岩手県花巻市花城町8-26	小
378	二戸支部	岩手県二戸市福岡字城ノ内4-2	小
379	遠野支部	岩手県遠野市東館町2-3	小
380	宮古支部	岩手県宮古市宮町1-3-30	小
381	一関支部	岩手県一関市城内3-6	小
382	水沢支部	岩手県奥州市水沢大手町4-19	小
383	久慈簡易裁判所	岩手県久慈市田屋町2-50-5	小
384	釜石簡易裁判所	岩手県釜石市大只越町1-7-5	小
385	大船渡簡易裁判所	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢9-3	小

386	秋田地方・家庭裁判所	秋田県秋田市山王7-1-1	中
387	能代支部	秋田県能代市上町1-15	小
388	本荘支部	秋田県由利本荘市瓦谷地21	小
389	大館支部	秋田県大館市字中城15	小
390	横手支部	秋田県横手市城南町2-1	小
391	大曲支部	秋田県大仙市大曲日の出町1-20-4	小
392	男鹿簡易裁判所	秋田県男鹿市船川港船川字化世沢21	小
393	鹿角簡易裁判所	秋田県鹿角市花輪字下中島1-1	小
394	湯沢簡易裁判所	秋田県湯沢市田町2-6-41	小
395	角館簡易裁判所	秋田県仙北市角館町小館77-4	小
396	青森地方・家庭裁判所	青森県青森市長島1-3-26	中
397	五所川原支部	青森県五所川原市字元町54	小
398	弘前支部	青森県弘前市大字下白銀町7	中
399	八戸支部	青森県八戸市根城9-13-6	中
400	十和田支部	青森県十和田市西二番町14-8	小
401	野辺地簡易裁判所	青森県上北郡野辺地町字野辺地419	小
402	むつ簡易裁判所	青森県むつ市中央1-1-5	小
403	鱒ヶ沢簡易裁判所	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字米町38	小
404	札幌高等・地方裁判所	北海道札幌市中央区大通西11	中
405	札幌家庭裁判所	北海道札幌市中央区大通西12	中
406	岩見沢支部	北海道岩見沢市4条東4	小
407	滝川支部	北海道滝川市大町1-6-13	小
408	室蘭支部	北海道室蘭市日の出町1-18-29	小
409	苫小牧支部	北海道苫小牧市旭町2-7-12	中
410	浦河支部	北海道浦河郡浦河町常盤町19	小
411	小樽支部	北海道小樽市花園5-1-1	小
412	岩内支部	北海道岩内郡岩内町字高台192-1	小
413	夕張簡易裁判所	北海道夕張市末広1-92-16	小
414	伊達簡易裁判所	北海道伊達市末永町47-10	小
415	静内簡易裁判所	北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町2-1-10	小
416	函館地方・家庭裁判所	北海道函館市上新川町1-8	中
417	江差支部	北海道檜山郡江差町字本町237	小
418	松前簡易裁判所	北海道松前郡松前町字建石48	小
419	八雲簡易裁判所	北海道二世郡八雲町末広町184	小
420	寿都簡易裁判所	北海道寿都郡寿都町字新栄町209	小
421	旭川地方・家庭裁判所	北海道旭川市花咲町4	中
422	名寄支部	北海道名寄市西4条南9	小
423	紋別支部	北海道紋別市潮見町1-5-48	小
424	留萌支部	北海道留萌市沖見町2	小
425	稚内支部	北海道稚内市潮見1-3-10	小
426	深川簡易裁判所	北海道深川市2条1-4	小
427	富良野簡易裁判所	北海道富良野市弥生町2-55	小
428	中頓別簡易裁判所	北海道枝幸郡中頓別町字中頓別166-5	小

429	天塩簡易裁判所	北海道天塩郡天塩町新栄通7	小
430	釧路地方・家庭裁判所	北海道釧路市柏木町4-7	中
431	帯広支部	北海道帯広市東8条南9-1	中
432	網走支部	北海道網走市台町2-2-1	小
433	北見支部	北海道北見市寿町4-7-36	中
434	根室支部	北海道根室市敷島町2-3	小
435	本別簡易裁判所	北海道中川郡本別町柳町4	小
436	遠軽簡易裁判所	北海道紋別郡遠軽町1条通北2-3-25	小
437	標津簡易裁判所	北海道標津郡標津町北2条西1-1-17	小
438	高松高等・地方裁判所	香川県高松市丸の内1-36	中
439	丸亀支部	香川県丸亀市大手町3-4-1	中
440	観音寺支部	香川県観音寺市観音寺町甲2804-1	小
441	土庄簡易裁判所	香川県小豆郡土庄町淵崎甲1430-1	小
442	善通寺簡易裁判所	香川県善通寺市文京町3-1-1	小
443	徳島地方・家庭裁判所	徳島県徳島市徳島町1-5-1	中
444	阿南支部	徳島県阿南市富岡町西池田口1-1	小
445	美馬支部	徳島県美馬市脇町大字脇町1229-3	小
446	鳴門簡易裁判所	徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚115	小
447	牟岐簡易裁判所	徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村54-2	小
448	徳島池田簡易裁判所	徳島県三好市池田町マチ2494-7	小
449	吉野川簡易裁判所	徳島県吉野川市川島町川島588	小
450	高知地方・家庭裁判所	高知県高知市丸ノ内1-3-5	中
451	須崎支部	高知県須崎市鍛冶町2-11	小
452	安芸支部	高知県安芸市久世町9-25	小
453	中村支部	高知県四万十市中村山手通54-1	小
454	松山地方裁判所	愛媛県松山市一番町3-3-8	中
455	松山家庭裁判所	愛媛県松山市南堀端町2-1	中
456	大洲支部	愛媛県大洲市大洲845	小
457	西条支部	愛媛県西条市明屋敷165	中
458	今治支部	愛媛県今治市常盤町4-5-3	小
459	宇和島支部	愛媛県宇和島市鶴島町8-16	小
460	八幡浜簡易裁判所	愛媛県八幡浜市裁判所通1550-6	小
461	新居浜簡易裁判所	愛媛県新居浜市繁本町2-1	小
462	四国中央簡易裁判所	愛媛県四国中央市三島中央5-4-28	小
463	愛南簡易裁判所	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲3827	小

※利用者数（拠点規模）の凡例

大（大規模）：500人～

中（中規模）：大小以外

小（小規模）：30人以下

No.	拠点名	住所	利用者数
1	北海道財務局北海道本局	北海道札幌市北区北8条西2丁目	中
2	小樽出張所	北海道小樽市港町5-2	小
3	北見出張所	北海道北見市青葉町6-8	小
4	函館財務事務所	北海道函館市美原3-4-4	小
5	旭川財務事務所	北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号	中
6	釧路財務事務所	北海道釧路市幸町10-3	小
7	帯広財務事務所	北海道帯広市西5条南8丁目	小
8	東北財務局東北本局	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	中
9	青森財務事務所	青森県青森市新町2-4-25	中
10	盛岡財務事務所	岩手県盛岡市内丸7-25	中
11	秋田財務事務所	秋田県秋田市山王7-1-4	中
12	山形財務事務所	山形県山形市緑町2-15-3	中
13	福島財務事務所	福島県福島市松木町13-2	中
14	関東財務局関東本局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	大
15	4号館（統括証券監査官室）	東京都千代田区霞が関3-1-1	中
16	水戸財務事務所	茨城県水戸市北見町1-4	中
17	筑波出張所	茨城県つくば市吾妻1-12-1	小
18	宇都宮財務事務所	栃木県宇都宮市桜3-1-10	中
19	前橋財務事務所	群馬県前橋市大手町2-3-1	中
20	千葉財務事務所	千葉県千葉市中央区椿森5-6-1	中
21	東京財務事務所	東京都文京区湯島4-6-15	中
22	立川出張所	東京都立川市緑町4-2	中
23	横浜財務事務所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	中
24	横須賀出張所	神奈川県横須賀市新港町1-8	小
25	新潟財務事務所	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	中
26	甲府財務事務所	山梨県甲府市丸の内1-1-18	中
27	長野財務事務所	長野県長野市旭町1108	中
28	北陸財務局北陸本局	石川県金沢市新神田4-3-10	中
29	富山財務事務所	富山県富山市丸の内1-5-13	中
30	福井財務事務所	福井県福井市春山1-1-54	中
31	東海財務局東海本局	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	中
32	東海財務局榑木分庁舎	愛知県名古屋市東区榑木町3-78	小
33	岐阜財務事務所	岐阜県岐阜市金竜町5-13	中
34	静岡財務事務所	静岡県静岡市葵区追手町9-50	中
35	沼津出張所	静岡県沼津市市場町9-1	小
36	津財務事務所	三重県津市桜橋2-129	中
37	近畿財務局近畿本局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	大
38	近畿財務局谷町分室	大阪府大阪市中央区久宝町1-1-1	小
39	大津財務事務所	滋賀県大津市京町3-1-1	中
40	京都財務事務所	京都府京都市左京区丸太町 川端東入ル東丸太町34-12	中

41	舞鶴出張所	京都府舞鶴市字浜3-1	小
42	神戸財務事務所	兵庫県神戸市中央区海岸通29	中
43	奈良財務事務所	奈良県奈良市登大路町81	中
44	和歌山財務事務所	和歌山県和歌山市二番丁3	中
45	中国財務局中国本局	広島県広島市中区上八丁堀6-30	中
46	呉出張所	広島県呉市中央3-9-15	小
47	鳥取財務事務所	鳥取県鳥取市富安2-89-4	中
48	松江財務事務所	島根県松江市向島町134-10	中
49	岡山財務事務所	岡山県岡山市北区桑田町1-36	中
50	倉敷出張所	岡山県倉敷市水島北幸町2-2	小
51	山口財務事務所	山口県山口市巾着町6-16	中
52	下関出張所	山口県下関市竹崎町4-6-1	小
53	四国財務局四国本局	香川県高松市サンポート3-33	中
54	徳島財務事務所	徳島県徳島市万代町3-5	中
55	松山財務事務所	愛媛県松山市若草町4-3	中
56	高知財務事務所	高知県高知市栄田町2-2-10	中
57	九州財務局九州本局	熊本県熊本市西区春日2-10-1	中
58	大分財務事務所	大分県大分市新川町2-1-36	中
59	宮崎財務事務所	宮崎県宮崎市橘通東3-1-22	中
60	鹿児島財務事務所	鹿児島県鹿児島市山下町13-21	中
61	名瀬出張所	鹿児島県奄美市名瀬長浜町1-1	小
62	福岡財務支局福岡支局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	中
63	小倉出張所	福岡県北九州市小倉北区城内5-1	小
64	佐賀財務事務所	佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20	中
65	長崎財務事務所	長崎県長崎市筑後町3番24号	中
66	佐世保出張所	長崎県佐世保市木場田町2-19	小

※利用者数（拠点規模）の凡例

大（大規模）：500人～

中（中規模）：大小以外

小（小規模）：30人以下

№	機器種別	用途	仕様要件	性能要件	数量に対する想定スペック						
						気象庁	公正取引委員会	経済産業省	電子力規制庁	最高裁判所	財務局
1	コアスイッチ	各拠点のサーバー室またはEPS室・MDF室に配置され、Wi-Fi機器・エッジスイッチ・フロアスイッチとGSSネットワークとの接続を行う。 GSSネットワークの拠点ゲートウェイ機器（ルーター）のある拠点においては、これと直接接続されることで、GSSネットワークとの接続を行う。 拠点ゲートウェイ機器の無い拠点においては、拠点オーバーレイネットワーク機器と接続されることでGSSネットワークとの接続を行う。	・IETFが標準化しているIPv4およびIPv6規格群に準拠し、IPv4/IPv6フォワーディング（ルーティング）機能を提供すること。 ・フォワーディングの際に参照される経路テーブルを複数利用できること。 ・IPv4/IPv6のデュアルスタックとしたインターネット層（L3）ネットワーク（経路）を取り扱えること。 ・IPv4/IPv6に対応したOSPFルーティング規格に対応すること。 ・タグVLAN（IEEE802.1Q）方式に基づくVLANが利用可能であること。構成上、制御通信や独自プロトコルなどでタグVLANを使用する場合、そのタグVLANの番号は2～3200以外を使用すること。 ・提供するインターフェース数に応じて、シャーン型またはボックス型のスタッキングによる拡張性を有すること。 ・冗長構成での導入が可能で、構成するネットワーク機器のうちいずれか1つに障害が発生しても、当該機器を除きサービスを継続できること。	・GSSネットワークの拠点ゲートウェイ機器がある拠点においては、拠点ゲートウェイ機器と40Gbpsまたは25Gbpsでの接続帯域で接続可能であること。このためのQSFP+/SFP28ポートを2つ以上有すること。 ・フロアスイッチまたはエッジスイッチとは10Gbps以上の接続帯域での接続が可能であること。このためのSFP+ポートを24ポート以上有すること。	・24ポート以上のSFP+ポート ・2ポート以上のQSFP+/SFP28ポート	18	10	28	76	220	74
2	フロアスイッチ	各拠点のコアスイッチまたは拠点オーバーレイネットワーク機器とエッジスイッチ間の接続を担う。 拠点到複数のフロアがある場合各フロアのEPS室や執務室等に設置され、エッジスイッチと接続される。	・IETFが標準化しているIPv4およびIPv6規格群に準拠し、IPv4/IPv6フォワーディング（ルーティング）機能を提供すること。 ・フォワーディングの際に参照される経路テーブルを4つ以上できること。 ・IPv4/IPv6のデュアルスタックとしたインターネット層（L3）ネットワーク（経路）を取り扱えること。 ・IPv4/IPv6に対応したOSPFルーティング規格に対応すること。 ・タグVLAN（IEEE802.1Q）方式に基づくVLANが利用可能であること。構成上、制御通信や独自プロトコルなどでタグVLANを使用する場合、そのタグVLANの番号は2～4000以外を使用すること。 ・冗長構成での導入が可能で、構成するネットワーク機器のうちいずれか1つに障害が発生しても、当該機器を除きサービスを継続できること。 ・スタッキングへの対応が可能であること。	・コアスイッチまたは拠点オーバーレイネットワーク機器と10Gbps以上の接続帯域で接続可能であること。 ・エッジスイッチとは1Gbps以上の接続帯域での接続が可能であること。 ・これらの接続のための接続ポート（1000Base-T/XやSFP/SFP+ポート）を有すること。	・24ポート以上の1000Base-T/1000Base-Xポート ・2ポート以上のSFP/SFP+ポート	284	12	132	0	1096	132
3	エッジスイッチ	各拠点の執務室等に配置され、コアスイッチ、フロアスイッチ、または拠点オーバーレイネットワーク機器とWi-Fiアクセスポイントおよび複合機や端末との有線接続を担う。	・接続されるWi-Fiアクセスポイントに対してPoE規格を介して給電を行うこと。 ・PoEでの給電を必要とするWi-Fiアクセスポイント等の台数に応じて十分な電力を給電できること。 ・末端部でのループ接続状態（接続点間のループ接続や、接続点下のネットワーク機器上でのループ接続等）により発生するトラフィックにより、ネットワークサービスの継続が困難となる状態）を検出し、遮断（原因となる接続点の停止や、トラフィックのフィルタリング等）もしくは、抑制（トラフィックのシェーピングによる帯域の軽減等）する機能を有すること。 ・業務用端末等のホスト機器の接続時に、データリンク層（イーサネット）において、IEEE802.1X認証（1X認証）を行うこと。また、データリンク層での1X認証ができなかった場合、末端部を除き、IPv4またはIPv6を利用したキャプティブポータルなどによるWEB認証を行うこと。認証は、業務用端末等に含まれるIEEE802.1X機能や、WEB認証（ブラウザなど）を使用して実現すること。1X認証やWEB認証は、デジタル庁が別途整備するディレクトリサービス及び認証サービスから取得されるアトリビュートや認証結果に基づきMACアドレス単位に適用可能であること。 ・冗長構成やスタッキングなどの可用性を高める機能を有すること。	・コアスイッチまたは拠点オーバーレイネットワーク機器と接続する場合は、10Gbps以上の接続帯域で接続可能であること。 ・フロアスイッチと接続する場合は、1Gbps以上の接続帯域での接続が可能であること。 ・Wi-Fiアクセスポイントとは1Gbps以上の接続帯域での接続が可能であること。 ・これらの接続のための接続ポート（1000Base-T/XやSFP/SFP+ポート）を有すること。	・8ポート以上の1000Base-T PoE/PoE+ポート ・2ポート以上のSFP/SFP+ポート	683	110	831	154	8511	744
4	無線LANコントローラ	無線LANアクセスポイントのコントローラ	・導入する無線LANアクセスポイントの集中管理（全アクセスポイントの設定・アクセス制御・モニタリングなどの統合的な実施）が行えること ・冗長構成での導入が可能で、いずれか1台に障害が発生してもサービスを継続できること。		Wi-Fiアクセスポイントの構成などに準じる	4	4	4	0	4	4
5	無線LAN管理ライセンス	無線LANコントローラにおける無線LANアクセスポイントの管理ライセンス	・ライセンス等の追加により、管理可能な無線LANアクセスポイントを増やすことができるなどのスケール性を有すること。		無線LANコントローラのライセンス体系などに準じる	1253	223	1584	166	15467	1121
6	PoE対応LANケーブル	PoE対応のLANケーブル/ CAT6ケーブル	・CAT6 ケーブルPoE/PoE+での給電を行えること。	・1000Base-T規格に対応していること。	長さ、は、15～30メートルを想定。単位は「本」	2506	446	3168	332	30934	2242
7	集約用オーバーレイネットワーク機器	各拠点からGSS全国網アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービス上に構築されたオーバーレイネットワークをGSSのデータセンターで集約しGSSネットワークに中継するための通信機器。 各拠点の拠点用オーバーレイネットワーク機器からのオーバーレイネットワーク通信を終了する。 東日本/西日本にあるGSSのデータセンター内に配置され、GSSネットワークの中継ゲート機器（コアラーター）と接続される。	・提供機器は、WAN側の通信規格として、IPv6に対応し、かつ、IPv6のみにて、構成及び稼働ができなければならない。 ・GSS全国網アクセスサービス等を経由して、東日本地域及び西日本地域の単位で各地域の集約用オーバーレイネットワーク機器にアンダーレイ通信を集約化し、拠点用オーバーレイネットワーク機器との間でオーバーレイネットワークを構成できること。 ・拠点用オーバーレイネットワーク機器と集約用オーバーレイネットワーク機器間において、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式（例：AES128ビット）もしくはそれに準じる強度を有する番号方式による暗号化通信を実現できること。 ・SNMPによるトラフィック監視に対応すること。 ・Syslogでのログ出力が可能であること。 ・xFlow技術等によりフロー情報を別途整備するコレクターなどにおいて観測できる機能性を有することを推奨する。 ・冗長構成での導入が可能で、構成するネットワーク機器のうちいずれか1つに障害が発生しても、当該機器を除きサービスを継続できること。 ・幹線ネットワークのシングル化や既設個別システムなどの円滑な移行のために、拠点用ネットワーク機器と集約用ネットワーク機器がL2エクステンションに対応しなければならない。L2エクステンションとは、2拠点以上の拠点間から仮想的にシェアードイーサネットネットワークを構成できる機能のことで、以下の機能要件をみたさなければならない。 A) 2点以上の任意の拠点用・集約用のネットワーク機器の論理又は物理インターフェース群間をイーサネットフレームにて相互接続する機能性を有すること。かつ、多拠点間通信において、集約点を経由することなく通過できる機能性を有すること。 B) アンダーレイ側（L3）でのMTU値（1400オクテット以上とする）にかかわらずオーバーレイ側は、任意のMTUを通過させることを可能とすること。 C) アンダーレイ側のMTUに応じて、オーバーレイ側のTCP通信については、MSSコントロールやバスマTUディスカバリー等により通信性能の低下やフラグメント発生を抑制する機能を有すること。 D) オーバーレイ側のトラフィック種別やに基づき、アンダーレイ側のメディアを選択（トラフィックハンドリング）できる機能性を有すること。 E) 利用可能なイーサネットフレームは、Ethernet VLAN/ QinQ/IPv4/IPv6/ARP/RARPとすること。	・集約用オーバーレイネットワーク機器は、GSSデータセンターにおいて供されるGSS中継ゲートウェイに対して、10GbE又は25GbEにより冗長性をもって接続すること。GSS-NW側は、SFP+/SFP28インターフェース（ソケット）を提供すること、SFP+またはSFP28を2ポート以上有すること。原則として、接続はシングルモードファイバを使用した規格を使用すること。 ・集約する各拠点側のネットワークに応じ、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式（例：AES128ビット）もしくはそれに準じる強度を有する番号方式に対して、5Gbps以上の処理能力を有すること。	2ポート以上のSFP+/SFP28ポート	4	4	4	4	4	4
8	中規模拠点用オーバーレイネットワーク機器	中規模拠点に配置され、拠点内のネットワーク（Wi-Fiアクセスポイント、エッジスイッチ、フロアスイッチ、コアスイッチ）とGSSネットワークとの接続を担う。 GSS全国網アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービスの提供するアクセス回路上で、集約用オーバーレイネットワーク機器との間でオーバーレイネットワークを構成する。	・提供機器は、WAN側の通信規格として、IPv6に対応し、かつ、IPv6のみにて、構成及び稼働ができなければならない。 ・GSS全国網アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービス等を経由して、集約用オーバーレイネットワーク機器との間でオーバーレイネットワークを構成できること。 ・拠点用オーバーレイネットワーク機器と集約用オーバーレイネットワーク機器間において、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式（例：AES128ビット）もしくはそれに準じる強度を有する番号方式による暗号化通信を実現できること。 ・SNMPによるトラフィック監視に対応すること。 ・Syslogでのログ出力が可能であること。 ・xFlow技術等によりフロー情報を別途整備するコレクターなどにおいて観測できる機能性を有することを推奨する。 ・冗長構成での導入が可能で、構成するネットワーク機器のうちいずれか1つに障害が発生しても、当該機器を除きサービスを継続できること。 ・幹線ネットワークのシングル化や既設個別システムなどの円滑な移行のために、拠点用ネットワーク機器と集約用ネットワーク機器がL2エクステンションに対応しなければならない。L2エクステンションとは、2拠点以上の拠点間から仮想的にシェアードイーサネットネットワークを構成できる機能のことで、以下の機能要件をみたさなければならない。 A) 2点以上の任意の拠点用・集約用のネットワーク機器の論理又は物理インターフェース群間をイーサネットフレームにて相互接続する機能性を有すること。かつ、多拠点間通信において、集約点を経由することなく通過できる機能性を有すること。 B) アンダーレイ側（L3）でのMTU値（1400オクテット以上とする）にかかわらずオーバーレイ側は、任意のMTUを通過させることを可能とすること。 C) アンダーレイ側のMTUに応じて、オーバーレイ側のTCP通信については、MSSコントロールやバスマTUディスカバリー等により通信性能の低下やフラグメント発生を抑制する機能を有すること。 D) オーバーレイ側のトラフィック種別やに基づき、アンダーレイ側のメディアを選択（トラフィックハンドリング）できる機能性を有すること。 E) 利用可能なイーサネットフレームは、Ethernet VLAN/ QinQ/IPv4/IPv6/ARP/RARPとすること。	・各拠点側のネットワーク機器は、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式（例：AES128ビット）もしくはそれに準じる強度を有する番号方式に対して、フレームサイズ512バイトにおいて500Mbps以上の処理能力を有してはならない。 ・各拠点の内部ネットワーク間向けのインターフェースとして、100BASE-TX/100BASE-Tを2つ以上有すること。拠点の規模によっては、1000Base-T/10GBase-TまたはSFP/SFP+を2つ以上有することも望ましい。 ・WANインターフェースとして100Base-T/1000Base-Tもしくは、SFPに対応するポートを1つ以上有すること。	・4ポート以上の1000Base-Tポート ・100Base-T以上のWANポート ・2ポート以上の100BASE-TX/1000BASE-Tポート ・拠点規模によっては、2ポート以上の1000Base-T/10GBase-TポートまたはSFP/SFP+ポート	154	4	24	0	300	47

No.	機器種別	用途	仕様要件	性能要件	数量に対する想定スペック						
						気象庁	公正取引委員会	経済産業省	原子力規制庁	最高裁判所	財務局
9	小規模拠点用オーバーレイネットワーク機器	小規模拠点に配置され、拠点内のネットワーク (Wi-Fiアクセスポイント、エッジスイッチ、フロアスイッチ) とGSSネットワークの接続を担う。 GSS全国網アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービスの提供するアクセス回線上で、集約用オーバーレイネットワーク機器との間でオーバーレイネットワークを構成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・提供機器は、WAN側の通信規格として、IPv6に対応し、かつ、IPv6のみにて、構成及び稼働ができなければならない。 ・GSS全国網アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービス等を経由して、集約用オーバーレイネットワーク機器との間でオーバーレイネットワークを構成できること。 ・拠点オーバーレイネットワーク機器と集約用オーバーレイネットワーク機器間において、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式 (例: AES128ビット) もしくはそれに準じる強度を有する暗号化方式による暗号化通信を実現できること。 ・SNMPによるトラフィック監視に対応すること。 ・Syslogでのログ出力が可能であること。 ・xFlow技術等によりフロー情報を別途整備するコレクターなどにおいて観測できる機能性を有することを推奨する。 ・冗長構成での導入が可能であると望ましい。 ・幹線ネットワークのシングル化や既存個別システムなどの円滑な移行のために、拠点用ネットワーク機器と集約用ネットワーク機器がL2エクステンションに対応しなければならない。L2エクステンションとは、2拠点以上の拠点間で仮想的にシェアードイーサネットネットワークを構成できる機能のことで、以下の機能要件をみたさなければならない。 A) 2点以上の任意の拠点用・集約用のネットワーク機器の検証又は物理インターフェース群間をイーサネットフレームにて相互接続する機能性を有すること。かつ、多拠点間通信において、集約点を経由することなく通信できる機能性を有すること。 B) アンダーレイ側 (L3) でのMTU値 (1400オクテット以上とする) にかかわらずオーバーレイ側は、任意のMTUを通過させることを可能とすること。 C) アンダーレイ側のMTUに応じて、オーバーレイ側のTCP通信については、MSSコントロールやバスマTUディスカバリ等により通信性能の低下やフラグメント発生を抑制する機能性を有すること。 D) オーバーレイ側のトラフィック種別やに基づき、アンダーレイ側のメディアを選択 (トラフィックハンドリング) できる機能性を有すること。 E) 利用可能なイーサネットフレームは、Ethernet VLAN/QinQ/IPv4/IPv6/ARP/RARPとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各拠点側のネットワーク機器は、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式 (例: AES128ビット) もしくはそれに準じる強度を有する暗号化方式に対して、フレームサイズ512バイトにおいて100Mbps以上の処理能力を有しなくてはならない。 ・各拠点の内部ネットワーク側向けのインターフェースとして、100BASE-TX/1000BASE-Tを2つ以上有すること。拠点の規模によっては、100Mbase-T/10Gbase-TまたはSFP/SFP+を4つ以上有することも望ましい。 ・WANインターフェースとして100Mbase-TX/1000Mbase-Tもしくは、SFPに対応するポートを1つ以上有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4ポート以上の1000Mbase-Tポート ・100Mbase-TX以上のWANポート 	0	4	24	69	620	34
10	無線LANアクセスポイントとコントローラー機器	執務室や会議室等に設置され、業務用端末等とエッジスイッチ間のネットワーク接続を担う。	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスポイントが障害や取替るエッジスイッチに障害が生じサービスが不能となった場合においても、ほかの稼働するエッジスイッチに取替されたアクセスポイントによって、サービス品質の低下を伴ってもサービスを継続できること。 ・アクセスポイントは、エッジスイッチから供されるPoE(IEEE802.3af)規格にて稼働すること。 ・内蔵アンテナ方式とすること。 ・端末等のホスト機器の接続時に、データリンク層 (イーサネット) において、EAP/TLS-IEEE802.1X認証 (1X認証) を行う機能性を有すること。 ・先のTLS認証におけるクライアント電子証明書失効検知として、SCEPman サービスが提供するOCSPに基き実施できること。 ・端末等へ、IPv4またはIPv6を利用したキャプティブポータルなどによるWEB認証を提供すること。認証は、Microsoft社のEntralDサービスと連携し、EntralDが提供する2要素認証も含めたWEB認証に対応すること。 ・WEB認証後、認証対象となったユーザーに関連するEntralD上の属性や拡張属性に基づき、端末に対する通信制限やVLAN ID割り当てが可能であること、また、EntralD上の属性値や拡張属性の変更、I D失効に対して、通信制限やVLAN IDの変更、通信遮断などを速やか (おおむね3分以内) に端末に対して適用できること。 ・接続 (利用中) 中の認証済みホスト機器に対して、接続中止 (遮断) を手動で適用できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi6/6E、2x2:2、80MHzチャネル幅、日本国内にて認可されている2.4GHz帯 (1CH-13CH)、5GHz帯 (W52/53/56)、Wi-Fi6E 6GHz帯に対応すること。 ・5GHz帯、Wi-Fi6E 6GHz帯と2.4GHz帯を同時に提供できること。 ・3つの独立した無線LAN インターフェースを有し、6GHz/5GHz/2.4GHzを個別の無線LANインターフェースにて提供できること。 ・エッジスイッチからの1000Base-T PoE(IEEE802.3af)にて、性能・仕様を満たす稼働ができること。 	1ポート以上の1000Base-T PoE受電ポート	1253	223	1584	166	15467	1121